

令和 5年 3月 9日
記 者 発 表

県職員のマスク着用について

令和5年3月13日(月)以降、県職員のマスクの着用は下記のとおりとします。
県民の皆様におかれましては、ご理解とご協力をお願いします。

1. 原則

マスクの着用は個人の判断が基本

2. マスクの着用を推奨する場合

- (1) 来庁者からマスクの着用を求められた場合
- (2) 下記により所属長が必要と認める場合
 - ① 不特定多数の方や基礎疾患のある方が訪れる窓口業務を行う場合
 - ② 執務室に基礎疾患のある職員や妊娠している職員がいる場合
- (3) 換気が不十分で3密環境下にある場合

3. マスクを着用しなければならない場合

- (1) 医療機関や高齢者施設、障害者施設等を訪問する場合
- (2) 咳など風邪症状のある場合
- (3) 新型コロナ検査で陽性の者、同居家族に陽性者がいる者で、通院等やむを得ず外出する場合

4. 職場以外でマスクの着用を推奨する場合

- (1) 通勤ラッシュ時など混雑した電車やバスに乗車する場合
- (2) 医療機関を受診する場合

【お問合せ】

和歌山県総務部総務管理局人事課職員厚生室
担当：村上、稲垣
電話：073-441-2142、FAX：073-431-4444